

改訂19版 建設業許可の手引 追補 (H20・01・31)

平成20年1月31日に建設業法施行規則が改正されました。

工事経歴書の様式の変更、及び第4条（法第6条第1項第6号の書類）において、登記事項証明書、市町村の長の証明書が追加されていますので、ご注意ください。

## 国土交通省令第三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十四第三項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第三項、第二十七条の二十七並びに第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年一月三十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

### 建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は別記様式第二号の二」を削る。

第四条第一項第三号中「次号」を「以下この条」に改め、同項中第十四号を第十六号とし、第五号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

第四条第二項中「第五号から第十四号まで」を「第七号から第十六号まで」に改め、同条第三項中「第五号から第九号まで」を「第七号から第十一号まで」に、「第十一号から第十四号まで」を「第十三号から第十六号まで」に、「第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十四号」を「第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十六号」に改める。

第七条の四第三項第一号口中「登録地すべり防止工事試験事務申請者の」を削る。

第七条の八第一号中「中欄」を「下欄」に、「同表の下欄に掲げる時間」を「四時間三十分」に改め、同号の表時間の欄を削る。

第七条の十二第一項中「この条において」を削る。

第七条の十九第三項第一号口中「登録計装試験事務申請者の」を削る。

第七条の二十一第一号中「中欄」を「下欄」に、「同表の下欄に掲げる時間」を「八時間」に改め、同号の表時間の欄を削る。

第八条中「第四条第四号」の下に「から第六号まで」を加える。

第九条第二項第三号中「又は第四号」の下に「から第六号まで」を加える。

第十八条の三第一項各号を次のように改める。

- 一 労働福祉の状況
- 二 建設業の営業年数
- 三 法令遵守の状況
- 四 建設業の経理に関する状況
- 五 研究開発の状況
- 六 防災活動への貢献の状況

第十八条の三第二項を次のように改める。

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の三の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三 元請完成工事高

第十八条の三に次の一項を加える。

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 会計監査人又は会計参与の設置の有無

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの

確認の有無

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

口 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

三 建設業に従事する職員のうち前号イ又は口に掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるものの数

第十八条の三の次に次の十五条を加える。

（登録の申請）

第十八条の三の二 前条第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習の実施に関する事務（以下「登録基幹技能者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能者講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。）にあつ

ては、その代表者の氏名

二 登録基幹技能者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録基幹技能者講習事務を開始しようとする年月日

四 登録基幹技能者講習委員（第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五 登録基幹技能者講習の種目

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

八 申請に係る意思の決定を証する書類

二 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、

その資格等を有することを証する書類

五 登録基幹技能者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 登録基幹技能者講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第十八条の三の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ

た日から起算して二年を経過しない者



二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録基幹技能者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものの

(登録の要件等)

第十八条の三の四 国土交通大臣は、第十八条の三の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十八条の三の六第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む五名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において登録基幹技能者講習の種目に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は登録基幹技能者講習の種目に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録基幹技能者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録基幹技能者講習事務を行う者（以下「登録基幹技能者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日

五 登録基幹技能者講習の種目

（登録の更新）

第十八条の三の五 第十八条の三第二項第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の三の六 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の三の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び試験により行うものであること。

二 受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることを確認すること。

三 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、合計十時間以上行うこと。

科目	内容
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項
基幹技能関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他	イ 施工管理に関する事項

の技術上の管理に関する科目

- ロ 工程管理に関する事項
- ハ 資材管理に関する事項
- ニ 原価管理に関する事項
- ホ 品質管理に関する事項
- ヘ 安全管理に関する事項

四 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の下欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて実施されること。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 試験は、第三号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、一時間以上行うこと。

七 終了した試験の問題及び合格基準を公表すること。

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第三十号による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が国土交通大臣の登録を受けた講習である旨を公示すること。

十 講習以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が国土交通大臣の登録を受けた講習であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(登録事項の変更の届出)

第十八条の三の七 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の三の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の三の八 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録基幹技能者講習事務を行う時間及び休日に関する事項

- 二 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
- 三 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項
- 四 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項
- 五 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- 六 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録基幹技能者講習試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録基幹技能者講習試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録基幹技能者講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録基幹技能者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受講者の処分に関する事項
- 十三 第十八条の三の十四第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務に関する書類の管理に関する事

項

十四 その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項

(登録基幹技能者講習事務の休廃止)

第十八条の三の九 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録基幹技能者講習事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条の三の十 登録基幹技能者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録基幹技能者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録基幹技能者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録基幹技能者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものうち登録基幹技能者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法



3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

(適合命令)

第十八条の三の十一 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の三の十二 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の三の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の三の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第十八条の三第二項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十八条の三の十四 登録基幹技能者講習実施機関は、登録基幹技能者講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 登録基幹技能者講習修了証の交付年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に  
じ登録基幹技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは  
、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録基幹技能者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のフ  
イル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録基幹技能者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければ  
ならない。

4 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録基幹技能者講習を実施した日から三年間  
保存しなければならない。

一 登録基幹技能者講習の受講申込書及び添付書類

二 終了した登録基幹技能者講習の試験問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第十八条の三の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録基幹技能者講習実施機関に対し、登録基幹技能者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第十八条の三の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十八条の三第二項第二号の登録をしたとき。
  - 二 第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。
  - 三 第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。
  - 四 第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。
- 第十八条の四第一項中「前条第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号口」に改め、同条第三項第一号口中「登録経理試験事務申請者の」を削る。

第十九条の四第一項第一号中「法人」を「前号の会社以外の法人」に改め、同項中第四号を第五号とし、

第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 会社法第二条第六号に規定する大会社であつて有価証券報告書提出会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ株式会社をいう。）である場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前三年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

第十九条の八中「別記様式第二号の二」を「別記様式第二号」に改める。

第二十一条の三中「 $P = 0.35X_1 + 0.1X_2 + 0.2Y + 0.2Z + 0.15W$ 」を「 $P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$ 」に、「建設業従事職員数」を「利益額」に改め、「技術職員数」の下に「及び元請完成工事高」を加える。

別記様式第二号を次のように改める。

## 工 事 経 歴 書

（建設工事の種類）

工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記載）	千円	千円	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
	主任技術者	監理技術者									
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

## 記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。  
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

### （１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

### （２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

別記様式第二号の二を削る。

別記様式第十五号中  
「新株発行費用  
社債発行費用  
社債発行費用」

×××× 「株式交付費  
×××× を 社債発行費  
×××× 」

××××  
××××  
×××× 」

改め、同様式記載要領に次のように加える。

20 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもつて記載することができる。

別記様式第十六号記載要領1中「把握」を「判断」に改め、同様式記載要領3中「第2条第1項」を「第2条第6号」に改め、同様式記載要領8中「で金額」を「の金額」に改め、同様式記載要領13中「差異」を「差額」に改める。

別記様式第十七号記載要領6中「記載は」の下に「、株主資本合計を除き」を加え、同様式中記載要領16



を記載要領17とし、記載要領4から記載要領15までを一ずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

別記様式第十七号の二中「別記様式第十七号の二」を「様式第十七号の二」に改め、同様式注3(4)中「執行役、会計参与及び監査役」を「監査役及び執行役」に改め、同様式注4に次のように加える。

(9) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

別記様式第十七号の二注5(3)中「事業年度中に行つた」を削り、同注(4)を削り、同注(5)を同注(4)とし、同

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容

様式第8号の二「(9)取引の内容」を「取引の内容」にし、

引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

「(1)取引の内容」

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容

容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

」改め、同様式記載要領第6注5(3)を次のように改める。

」

(3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

別記様式第十七号の二記載要領6注5(4)を削る。

別記様式第十七号の三記載要領第1の4中「証券取引法」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）」に改め、同様式記載要領第2の4(2)中「その他の関係会社」を「その他の関連会社」に改め、同様式記載要領第2の5(6)中「一の会社」を「一の関係会社」に、「資本」を「純資産」に改め、同様式記載要領第2の10(2)中「舞」を「ごじ」に改める。

別記様式第二十五号の八を次のように改める。

## 経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第2項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登録経営状況分析機関代表者

平成 年 月 日

殿

申請者

印

申請年月日	平成 年 月 日
申請時の許可番号	大臣コード 国土交通大臣 許可 ( 般 - ) 第 号 許可平成 年 月 日
前回の申請時の許可番号	大臣コード 国土交通大臣 許可 ( 般 - ) 第 号 許可平成 年 月 日
審査基準日	平成 年 月 日
審査対象事業年度	期間自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日 処理の区分 _____
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	期間自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日 処理の区分 _____
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	期間自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日 処理の区分 _____
法人又は個人の別	___ ( 1.法人 2.個人 )
前回の申請の有無	___ ( 1.有 2.無 )
単独決算又は連結決算の別	___ ( 1.単独決算 2.連結決算 )
商号又は名称のフリガナ	
商号又は名称	
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	
代表者又は個人の氏名	
主たる営業所の所在地	
主たる営業所の電話番号	
当期減価償却実施額	(千円)
前期減価償却実施額	(千円)
(備考欄)	

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

記載要領

- 1 「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 2 太枠（備考欄）の枠内には記入しないこと。
- 3 「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記入すること。
- 4 「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣 知事」及び「般 特」は、不要のものを消すこと。
- 5 「申請時の許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
 「許可番号」及び「許可年月日」は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入すること。
- 8 「審査対象事業年度」の欄の「至平成 年 月 日」は審査基準日等を、「自平成 年 月 日」は審査基準日の1年前の日の翌日等を次の表の例により記入すること。  
 また、「処理の区分」の は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年4月1日 ~ 至平成16年3月31日
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合 自平成15年4月1日 ~ 至平成16年3月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年4月1日 ~ 至平成16年3月31日 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成19年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自平成15年1月1日 ~ 至平成15年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自平成15年10月1日 ~ 至平成16年3月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき 自平成15年10月1日 ~ 至平成15年10月1日

また、「処理の区分」の は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記入すること。
- 10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自平成 年 月 日」に記入した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を8の例により記入すること。
- 11 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。
- 12 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「2」を、そうでない場合は「1」を記入すること。
- 13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入すること。
- 14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

種 類	略 号
株式会社	(株)

特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入すること
- 16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入すること。
- 17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については - (ハイフン) を用いて、記入すること。
- 18 「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、記入すること。
- 19 「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「1」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額(未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。)を記入すること。「2」と記入した者は、記入を要しない。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「0」を記入すること。
- 20 「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記入すること。  
ただし、「前回の申請の有無」の欄に「1」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記入を省略することができる。
- 21 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合

17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

別記様式第二十五号の九中「母齒<sup>ハ</sup>

母<sup>ハ</sup>を「(母<sup>ハ</sup>)」に改める。

別記様式第二十五号の十から別記様式第二十五号の十二までを次のように改める。

# 経営状況分析結果通知書

平成 年 月 日

登録経営状況分析機関  
登録番号  
登録年月日 平成 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者 印

経営状況分析の結果を通知します。  
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の8の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 - 号  
審査基準日 平成 年 月 日  
電話番号 -  
処理の区分

項番 資本金 \_\_\_\_\_ (千円)

7101 売上高に占める完成工事高の割合  %

7102 単独決算又は連結決算の別  [1.単独決算、2.連結決算]

## 経営状況分析

7103 純支払利息比率

数値

自己資本対固定資産比率

数値

7104 負債回転期間

数値

自己資本比率

数値

7105 総資本売上総利益率

数値

営業キャッシュフロー

数値

7106 売上高経常利益率

数値

利益剰余金

数値

経営状況点数(A) = \_\_\_\_\_

7107 経営状況分析結果(Y) =

7108 固定資産

金額(千円)

売上高

金額(千円)

7109 流動負債

金額(千円)

売上総利益

金額(千円)

7110 固定負債

金額(千円)

受取利息配当金

金額(千円)

7111 利益剰余金

金額(千円)

支払利息

金額(千円)

7112 自己資本

金額(千円)

経常(事業主)利益

金額(千円)

7113 総資本(当期)

金額(千円)

営業キャッシュフロー(当期)

金額(千円)

7114 総資本(前期)

金額(千円)

営業キャッシュフロー(前期)

金額(千円)



20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

殿

申請者

印

行政庁側記入欄
申請年月日
請求年月日
土木事務所コード 整理番号

申請時番号
大臣知事コード
国土交通大臣知事許可(一般-特)第...号
許可年月日

前回の申請時番号
大臣知事コード
国土交通大臣知事許可(一般-特)第...号
許可年月日
審査基準日

申請等の区分
処理の区分

資本金額又は出資総額
法人又は個人の別

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ
代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード
主たる営業所の所在地

郵便番号
電話番号

許可を受けている建設業
土建大左と石屋電管夕鋼筋ほしゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清

経営規模等評価対象建設業

自己資本額 項番 3 5 10 (千円) 審査対象 13 (1.基準決算  
2.2期平均)

基準決算	<input type="text"/>	(千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/>	(千円)

利益額 (2期平均) 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text"/> (千円)	営業利益	<input type="text"/> (千円)
減価償却 実施額	<input type="text"/> (千円)	減価償却 実施額	<input type="text"/> (千円)

技術職員数 3 5 (人)

登録経営状況  
分析機関番号 3 5

経営状況分析を受けた機関の名称

---

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由

連絡先  
所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書」  
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」  
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び「般特」については、不要のものを消すこと。  
知事」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。  
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。  
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成15年3月31日であれば、15年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成16年3月31日）より前の日（平成15年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 11 08「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、

例えば「キ」又は「バ」のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 0 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 

株	建	設	有	限	公	司
乙	建	設	有	限	公	司

 )

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「キ」又は「バ」のように1文字として扱うこと。

14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-(ハイフン)を用いて、例えば「

2	-	1	-	1	3
---	---	---	---	---	---

」のように記入すること。

17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-(ハイフン)で区切り、例えば「

0	3	-	5	2	
5	3	-	8	1	1

」のように記入すること。

18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	ほ装工事業(ほ)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について18の表の( )内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば「

1	2	3	4	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

」のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 1 8 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば「

0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---

」のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

# 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 至 <input type="text" value="7"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="10"/> 月 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">年 月 ~ 年 月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月 ~ 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度 自 <input type="text" value="11"/> 年 <input type="text" value="13"/> 月 至 <input type="text" value="15"/> 年 <input type="text" value="17"/> 月 <input type="text" value="19"/> 月 計算基準の区分 <input type="text" value="19"/> ( 1.2年平均 ) <input top;"="" type="text" value="2.3年平均 )       &lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td style=" vertical-align:=""/> 業種コード 3 2 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"> </input>	完成工事高(千円) <input type="text" value="16"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/>	完成工事高(千円) <input type="text" value="26"/> <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="35"/> <input type="text" value="36"/> <input type="text" value="40"/> <input type="text" value="45"/>																		
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月																									
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月																									
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高(千円)</th> <th colspan="2">元請完成工事高(千円)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="26"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="36"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="30"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="40"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="35"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> <td><input type="text" value="36"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> </tr> </table>	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																							
完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)																								
<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>																							
<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>																							
3 2 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/>	<input type="text" value="16"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/>	<input type="text" value="26"/> <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="35"/> <input type="text" value="36"/> <input type="text" value="40"/> <input type="text" value="45"/>																								
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高(千円)</th> <th colspan="2">元請完成工事高(千円)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="26"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="36"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="30"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="40"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="35"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> <td><input type="text" value="36"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> </tr> </table>	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																							
完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)																								
<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>																							
<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>																							
3 2 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/>	<input type="text" value="16"/> <input type="text" value="20"/> <input type="text" value="25"/>	<input type="text" value="26"/> <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="35"/> <input type="text" value="36"/> <input type="text" value="40"/> <input type="text" value="45"/>																								
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高(千円)</th> <th colspan="2">元請完成工事高(千円)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="26"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="36"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="30"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="40"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="35"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> <td><input type="text" value="36"/></td> <td><input type="text" value="45"/></td> </tr> </table>	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																							
完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)																								
<input type="text" value="26"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>																							
<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="45"/>	<input type="text" value="36"/>	<input type="text" value="45"/>																							
3 3 その他 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/> <input type="text" value="15"/>	<input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="23"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="33"/> <input type="text" value="35"/> <input type="text" value="40"/>																								
工事の種類 その他 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高計算表</th> <th colspan="2">元請完成工事高計算表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td style="width: 50%;">審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">完成工事高(千円)</th> <th colspan="2">元請完成工事高(千円)</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="23"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="33"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="25"/></td> <td style="width: 50%;"><input type="text" value="35"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="30"/></td> <td><input type="text" value="40"/></td> <td><input type="text" value="33"/></td> <td><input type="text" value="40"/></td> </tr> </table>	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		<input type="text" value="23"/>	<input type="text" value="33"/>	<input type="text" value="25"/>	<input type="text" value="35"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="33"/>	<input type="text" value="40"/>
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																							
完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)																								
<input type="text" value="23"/>	<input type="text" value="33"/>	<input type="text" value="25"/>	<input type="text" value="35"/>																							
<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="40"/>	<input type="text" value="33"/>	<input type="text" value="40"/>																							
3 4 合計 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="10"/>	<input type="text" value="13"/> <input type="text" value="15"/> <input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="23"/> <input type="text" value="25"/> <input type="text" value="30"/> <input type="text" value="33"/> <input type="text" value="35"/> <input type="text" value="40"/>																								
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 ( 1. 有 2. 無 )																										

記載要領

- 1 □ □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
  - (1)12か月ごとに決算を完結した場合  
(例)平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月
  - (2)6か月ごとに決算を完結した場合  
(例)平成15年10月1日から平成16年3月31日までの事業年度について申請する場合  
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月
  - (3)商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合  
(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成15年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成16年3月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自平成15年04月 ~ 至平成16年03月  
(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成15年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成15年12月31日に終了した事業年度について申請するとき  
自平成15年01月 ~ 至平成15年12月
  - (4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合  
(例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成16年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき  
自平成15年10月 ~ 至平成16年03月
  - (5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合  
(例)平成15年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(平成16年3月31日)より前の日(平成15年11月1日)に申請するとき  
自平成15年10月 ~ 至平成00年00月

- 3 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。  
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4 3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ほ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事		
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5 [3][3]「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 [3][4]「合計」の欄は、完成工事高においては、[3][2]及び[3][3]に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□,□ □ [1],[2][3][4],[0][0]のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。





記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業		
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 5 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 6 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 7 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

- |                        |           |        |                  |
|------------------------|-----------|--------|------------------|
| 雇用保険加入の有無              | 項番<br>4 1 | 3<br>□ | 〔1.有、2.無、3.適用除外〕 |
| 健康保険及び厚生年金保険加入の有無      | 4 2       | 3<br>□ | 〔1.有、2.無、3.適用除外〕 |
| 建設業退職金共済制度加入の有無        | 4 3       | 3<br>□ | 〔1.有、2.無〕        |
| 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 | 4 4       | 3<br>□ | 〔1.有、2.無〕        |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無       | 4 5       | 3<br>□ | 〔1.有、2.無〕        |

建設業の営業年数

営業年数 4 6 □ □ □ (年)

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 年 月 日	年 月	

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 4 7 □ 3 〔1.有、2.無〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 4 8 □ 3 〔1.有、2.無〕

指示処分の有無 4 9 □ 3 〔1.有、2.無〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 0 □ 3 〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無〕

公認会計士等の数 5 1 □ □ □ □ (人)

二級登録経理試験合格者の数 5 2 □ □ □ □ (人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均） 5 3 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)

記載要領

- 1 □ □ □ □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 4 1「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 4 2「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長(健康保険にあつては、健康保険組合を含む。)に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 4 3「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 4「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
  - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 4 5「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 7 4 6「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 8 4 7「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 9 4 8「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 10 4 9「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 11 5 0「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 12 5 1「公認会計士等の数」及び5 2「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 13 5 3「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。  
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。  
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書

許可 号  
平成 年 月 日  
審査基準日

電話 番号  
市区町村コード  
資本金額  
完成工事高/売上高(%)  
行政庁記入欄

殿

〔金額単位：千円〕

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高年平均	技術職員数 一級(講習受講)	基幹	二級	その他	
	010 土木一式									
	011 プレストレストコンクリート									
	020 建築一式									
	030 大工									
	040 左官									
	050 とび・土工・コンクリート									
	051 法面処理									
	060 石									
	070 屋根									
	080 電気									
	090 管									
	100 タイル・れんが・ブロック									
	110 鋼構造物									
	111 鋼橋上									
	120 鉄筋									
	130 ぼ									
	140 しゅんせつ									
	150 板金									
	160 ガラス									
	170 塗装									
	180 防水									
	190 内装仕上									
	200 機械器具設置									
	210 熱絶縁									
	220 電気通信									
	230 造園									
	240 さく井									
	250 建具									
	260 水道施設									
	270 消防施設									
	280 清掃施設									
	その他									
	合計									

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点	(X2)	

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険及び厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
建設業の営業年数		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
評点	(W)	

経営規模等評価の結果を通知します。  
総合評定値 平成 年 月 日

印

(参考)

経営状況	決算	経営状況	決算	科目	決算	科目	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率		固定資産		売上高	
負債回転期間		自己資本比率		流動負債		売上総利益	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー		固定負債		受取利息配当金	
売上高経常利益率		利益剰余金		利益剰余金		支払利息	
		評点(Y)		自己資本		経常利益	
				総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)	
				総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)	

別記様式第二十五号の十四を次のように改める。

経営状況分析結果報告書

建設業法施行規則第21条の9第1項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。

平成 年 月 日

登録経営状況分析機関名

国土交通大臣 殿

登録番号

結果通知日	
申請者名	
許可番号	
審査基準日	
法人又は個人の別	
単独決算又は連結決算の別	
特記事項	

経営状況		点数
純支払利息比率		
負債回転期間		
総売上高経常利益率		
自己資本対固定資産比率		
自己資本比率		
営業キャッシュフロー		
利益剰余金		
経営状況の評点(Y)		

勘定科目等	審査対象事業年度の	
	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度
売掛金		
未成工事貯蓄		
材料販売期		
前払金		
仮払金		
繰上延税金		
未収金		
その他流動資産		
貸倒引当金(「流動資産」の部に計上されたものに限る。)		
建設仮払金		
繰上延税金		
貸倒引当金(「投資その他の資産」の部に計上されたものに限る。)		
固定資産		
仕入		
有価証券		
未払金		
繰上延税金		
未成工事受取		
前払金		
引当金(「流動負債」の部に計上されたものに限る。)		
仮払金		
その他流動負債		
繰上延税金		
引当金(「固定負債」の部に計上されたものに限る。)		
その他固定負債		
利益剰余金		
少数株主		
純資産		
負債		
受取手形		
売上		
売上総利益		
販売費		
営業外		
営業外		
経常利益又は経常損失(申請者が個人の場合は事業主利益又は事業主損失)		
特別損失		
法人税住民税及び事業税		
法人年度税効果調整額		
減価償却費		
営業活動によるキャッシュフロー		

「勘定科目等」の欄に記載した内容が建設業法施行規則第21条の6第2号の規定により真正なものでない疑いがあると認められた場合におけるその内容確認の結果については別紙による。

## 記載要領

- 1 「結果通知日」の欄は、申請者に対して経営状況分析の結果を通知した日を記入すること。
- 2 「申請者名」の欄は、経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記入すること。
- 3 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があつた日の直前の事業年度の終了の日（別記様式第 25 号の 8 の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入すること。
- 4 「法人又は個人の別」の欄は、別記様式第 25 号の 8 の「法人又は個人の別」の欄に応じて、「法人」又は「個人」と記入すること。
- 5 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、経営状況分析に用いた財務諸表に応じて、「単独決算」又は「連結決算」と記入すること。
- 6 「特記事項」の欄は、別記様式第 25 号の 8 の記載要領の別表(2)の各欄のいずれかに該当する場合には、「合併時経審」等、その旨を記入すること。
- 7 「経営状況」の欄は、申請者に対して通知した経営状況分析の結果に係る数値を記入すること。
- 8 「勘定科目等」の欄は、審査対象事業年度、審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前々審査対象事業年度について、経営状況分析の結果の算出に用いた勘定科目等に係る金額のうち、左欄に掲げる項目に係るものを記入すること。ただし、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「連結決算」と記入した場合は、項目にアスタリスクを表示しているものについてのみ記入すること。



別記様式第二十九号の次に次の一様式を加える。

様式第三十号（第十八条の三の六関係）

（表面）

53.92 ミリメートル以上 54.03 ミリメートル以下	(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証 修了証番号 第 号
	写真 30.00 ミリメートル 24.00 ミリメートル
	氏名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日
	(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)
	85.47 ミリメートル以上 85.72 ミリメートル以下

（裏面）

備考	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同等以上の耐久性を有するものとする。

別表(四)中

063	計装	1年
-----	----	----

を

063	064
-----	-----

計装

基幹技能者

1年

に改める。

別表(五)を次のように改める。

(別表)(五)

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 "
303	大工工事業 "
304	左官工事業 "
305	とび・土工工事業 "
306	石工事業 "
307	屋根工事業 "
308	電気工事業 "
309	管工事業 "
310	タイル・れんが・ブロック工事業 "
311	鋼構造物工事業 "
312	鉄筋工事業 "
313	ほ装工事業 "
314	しゅんせつ工事業 "
315	板金工事業 "
316	ガラス工事業 "
317	塗装工事業 "
318	防水工事業 "
319	内装仕上工事業 "
320	機械器具設置工事業 "
321	熱絶縁工事業 "
322	電気通信工事業 "
323	造園工事業 "
324	さく井工事業 "
325	建具工事業 "
326	水道施設工事業 "
327	消防施設工事業 "
328	清掃施設工事業 "
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 "
403	大工工事業 "
404	左官工事業 "
405	とび・土工工事業 "
406	石工事業 "
407	屋根工事業 "
408	電気工事業 "
409	管工事業 "
410	タイル・れんが・ブロック工事業 "
411	鋼構造物工事業 "
412	鉄筋工事業 "
413	ほ装工事業 "
414	しゅんせつ工事業 "
415	板金工事業 "
416	ガラス工事業 "
417	塗装工事業 "
418	防水工事業 "
419	内装仕上工事業 "
420	機械器具設置工事業 "
421	熱絶縁工事業 "
422	電気通信工事業 "
423	造園工事業 "
424	さく井工事業 "
425	建具工事業 "
426	水道施設工事業 "
427	消防施設工事業 "
428	清掃施設工事業 "
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 "
503	大工工事業 "
504	左官工事業 "
505	とび・土工工事業 "
506	石工事業 "

507	屋根工事業	〃
508	電気工事業	〃
509	管工事業	〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業	〃
511	鋼構造物工事業	〃
512	鉄筋工事業	〃
513	ほ装工事業	〃
514	しゆんせつ工事業	〃
515	板金工事業	〃
516	ガラス工事業	〃
517	塗装工事業	〃
518	防水工事業	〃
519	内装仕上工事業	〃
520	機械器具設置工事業	〃
521	熱絶縁工事業	〃
522	電気通信工事業	〃
523	造園工事業	〃
524	さく井工事業	〃
525	建具工事業	〃
526	水道施設工事業	〃
527	消防施設工事業	〃
528	清掃施設工事業	〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	

備考

- 1 級技術者...法第15条第 2 号イに該当する者
- 2 級技術者...法第27条第 1 項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第 7 条第 2 号八に該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であつて 1 級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者...法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第 2 号八に該当する者で 1 級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び 2 級技術者以外の者
- 登録基幹技能者講習を修了した者...第18条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習を終了した者で 1 級技術者以外の者

## 附 則

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第十五号から別記様式第十七号の三までは、平成十八年九月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。ただし、平成二十年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

# 工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載  
 ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない

